ヘルスメイト大募集

★ヘルスメイトとは？

「食」について勉強し、健康づくりのボランティアとして
公民館や幼稚園等で食育の大切さを伝える活動をしている方々です。
食生活改善推進員（食改）とも呼ばれています。

愛情と元気あふれる仲間がたくさんいます♪

★ヘルスメイトになるための養成講座を開催します！

ヘルスメイトになるには、西原町が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を受けることが必要です。養成講座で修了証を得て、自らの意志でヘルスメイト会員となり、ボランティア活動を行っていきます。

【募集対象】・町内在住者で、食生活や地域の健康づくり活動に関心のある方
・町民と行政とのパイプ役となり、地域で「食生活改善推進員」としてボランティア活動のできる方
【受講期間】平成27年7月～11月（全10回、若干の日程変更有）
【受講時間】14：00～16：30
【募集期間】平成27年5月～6月
【応募方法】電話、または福祉部健康推進課の窓口まで直接お越しください。

★養成講座では何をするの？

健康や食に関する講話だけでなく、運動や調理実習なども行います。
全10回の講座を通して、ヘルスメイトになるための基礎知識を習得します。

男性のご応募もお待ちしています！

【お問い合わせ】　福祉部健康推進課　保健予防係　☎945-4791

保健事業カレンダー

月日	曜日	事業名	対象者	実施場所	受付時間
5月8日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者	西原町保健センター（西原町役場）	9:30～12:00
5月10日	日	乳児一般健診（午前）★	H26.7.1 生まれ～H26.7.28 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	9:00～10:30
5月10日	日	乳児一般健診（午後）	H26.12.12 生まれ～H27.1.10 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	13:00～14:30
5月10日	日	あがりティーダウォーキング	関心のある方	あがりティーダ公園	8:00～
5月13日	水	ベビースクールⅠ	H26.11.3 生まれ～H27.1.2 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	13:30～
5月14日	木	3歳児健診	H23.12.15 生まれ～H24.1.9 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	13:30～14:15
5月20日	水	ベビースクールⅡ	H26.11.3 生まれ～H27.1.2 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	13:30～
5月21日	木	1歳半健診	H25.9.12 生まれ～H25.10.15 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	13:30～14:15
5月22日	金	親子ひろば	健診の事後フォロー者	西原町保健センター（西原町役場）	9:30～12:00
5月28日	木	ベビースクールⅢ	H26.11.3 生まれ～H27.1.2 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	10:00～
6月3日	水	集団健診	小橋川、内間、内間団地、掛保久、嘉手苅、小那覇	西原町保健センター（西原町役場）	8:00～10:00
6月4日	木	2歳児歯科健診	H24.12.1 生まれ～H25.3.6 生まれ	西原町保健センター（西原町役場）	13:30～15:00

★　生後9か月から11か月ごろのお子さんに絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を同時に実施しています。（対象者には個別で通知しています）

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成を次のとおり実施します。
高齢者肺炎球菌ワクチンは、接種を受ける義務はありません。ご自身の意思と責任で、接種を希望する場合にのみ接種を受けてください。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種

■　肺炎球菌ワクチンとは

高齢者の肺炎を起こす原因として最も多いのが「肺炎球菌」という感染症です。肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の約80％に効果があるとされています。しかし、肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

また、インフルエンザの予防接種とは異なり、毎年受ける予防接種ではありません。再接種をするときは5年以上の間隔を空ける必要があります。

■　対象者

平成27年度の対象者は次のとおりです。

① 65歳になる方（昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生まれの方）
② 70歳以上になる方（昭和20年4月1日以前の生まれの方）
③ 60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障がいのある方（身体障害者手帳1級程度の方になります）

※ 上記の対象者になる方でも、これまでに高齢者肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことのある方（自費で接種を受けた分も含みます）は、接種の対象となりません。
※ 66歳（昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生まれ）の方は、平成26年度の対象者のため、接種費用の助成はありません。平成27年度からは接種を受ける場合は、自費となります。
※ 67歳から69歳の方は、平成27年度の予防接種の対象ではありません。平成28年度から平成30年度までの間に、年度年齢（3月31日時点の年齢）が70歳になった年度に予防接種を受けることができます。
※ 個別の通知は、65歳、70歳の方へ送付されます。対象者の③に該当する方と71歳以上の方で接種を希望される方は、福祉部健康推進課までお問い合わせください。

■　実施期間

平成28年3月31日まで（インフルエンザの接種期間と異なるのでご注意ください。）

■　自己負担額

自己負担額　2,000円（町助成額　6,439円）

※生活保護受給の方は自己負担額が免除となります。予防接種を受けるときは、被保護証明書を医療機関へ提示してください。

■　接種医療機関

西原町指定医療機関での接種となります。指定医療機関については、個別の通知でお知らせします。また、インフルエンザの予防接種が受けられる病院と異なる場合がありますので、ご注意ください。指定医療機関以外で接種を受けた場合は全額自己負担となります。

■　予防接種を受ける際に必要なもの

・西原町指定の予診票、健康保険証、健康手帳（健康手帳をお持ちでない方は福祉部健康推進課までお問い合わせください）
・生活保護の方は「被保護証明書」、対象者の③に該当する方は身体障害者手帳を医療機関へ提示してください。

【お問い合わせ】　福祉部健康推進課　保健予防係　☎945-4791